

2020年（令和2年）4月15日（水）

非常勤講師の先生方

新型コロナウイルス感染症対策本部
大学本部長 廣江 彰

2020年度（令和2年度）東京家政学院大学の授業開始日について（お知らせ）

冠省

先生方へのご連絡が遅れたことをお詫び申し上げます。

4月13日（月）開催の本学「新型コロナウイルス感染症対策本部」の協議・決定から以下の点をお知らせ致します。

1 授業開始は、3月31日（火）にお知らせの通り、5月11日（月）を予定しています。

改正特措法に基づき、内閣総理大臣より「緊急事態宣言」の対象地域とされた7都府県にお住いの先生方が多く居られると拝察致します。ご承知のように、4月10日には東京都の「緊急事態措置」として5月6日（水）までの期間、特措法施行令第11条「使用の制限等の要請の対象となる施設」に該当する本学は「施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）」を受けることになりました。

既にお知らせの通り、本学は授業開始を5月11日（月）に予定し、そのための準備を進めているところです。もちろん、今後の新型コロナウイルス感染者数の急増など、事態の大きな変化が生じた場合には本部会議において協議の上、再度の授業開始時期の延長という変更を余儀なくされることもあります。

5月11日に授業を開始する場合でも、従来のような教室における「対面授業」として授業を行うことは難しく、可能なものは「遠隔授業」を取り入れるなど、目下授業を行う上での技術的課題解決を含め、学内で急ぎ検討を進めているところです。

なお、授業開始を5月に遅らせましたので、学年暦を大きく変えることになり、授業回数やスケジュールなどの調整が不可欠となります。これも学内で急ぎ対応策を検討しているところです。

上記の授業実施に関わり、先生方には別途調査（アンケート）へのご協力をお願いする予定で居りますので、ご承知おきいただければ幸いです。

2 大学本部の取り扱い事項ではありませんが、先生方への処遇については法人からの通知をお待ち下さい。

先生方への4月分給与支払いについては、学校法人東京家政学院より通知があるものと思いません。

先生方におかれましては、ご自身の感染予防はもとより、感染させないためのご注意に気をお配りになり、目下要請されている「原則として外出しないこと」にお応えのことと拝察いたします。くれぐれもご自愛いただき、授業再開の折には、先生方のお元気なお姿に接したいと切望しております。

早々